

【 一時保育事業のご案内 】

- ◆ 名 称 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会 金沢愛児園
- ◆ 所在地 横浜市金沢区町屋町 16 番 23 号 T E L 045-781-8432 F A X 045-786-0977
- ◆ 内 容 保育園を利用していない（入所していない）児童を一時的に保育します。

種類	内容	利用限度
非定型的保育	保護者等の就労、職業訓練や就学、介護等により家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりします。	合計で 月 120 時間以内
緊急保育	保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりします。	
リフレッシュ保育	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消する為、一時的に児童をお預かりします。	

その他…育児相談を行っています。お子さんを育てている中で気になること、心配なことなどありましたら、遠慮なくご相談ください。

- ◆ 定 員 非定型保育 6 名 緊急・リフレッシュ保育 数名
- ◆ 対象児童 原則 8 ヶ月から 5 歳児 まで
- ◆ 保育時間 平日 朝 8 : 30 ～ 夕方 16 : 30
- ◆ 保育内容

さまざまな遊びや生活を経験して、楽しく過ごせるようにします。また、園の行事に参加したり、通常保育の子どもと関わりを持ったりします。

お子さんが安心して過ごせるよう家庭と園とは密接に連携し協力しています。
- ◆ 給 食 完全給食を行います。（主食、副食給食、おやつ）食物アレルギーのある方は診断書を提出していただき、代わりの物をご用意いたします。
- * 対応が難しいときはお弁当を持ってくることもあります。
- ◆ 休 日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ◆ 利用料 利用料は以下の通りです。その年の4月2日現在の年齢になります。

年 齢 区 分	利 用 料	給食	おやつ
0・1・2 歳児	300 円/1 時間	400 円	100 円
3・4・5 歳児	160 円/1 時間		

- * 横浜市在住で、保護世帯・市民税非課税世帯・ひとり親世帯等（児童扶養手当受給世帯等）多胎児（緊急・リフレッシュ目的）の方は、証明書の写しを提出いただくことで利用料が全額減免となります。また、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である世帯は 2 / 3 減免となります。
- * 保育所等に在園しておらず、かつ「保育の必要性の認定基準」を満たし横浜市の給付認定を受けた 3～5 歳児のお子さんの場合、利用料・食費の実費を園にお支払いいただきますが、利用料は後日横浜市に請求の手続きを行うことで幼児教育・保育の【無償化給付】を受けられます。請求方法については横浜市のウェブサイトを確認してください。

- ◆ その他 一時保育のご利用を希望される方は直接園にご連絡ください。緊急の方を除き、事前に説明会に参加していただきます。